

古監委第5号  
平成30年3月26日

古河市長 針谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 手 島 光 一

同 山 腰 進

平成29年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

# 平成29年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

- (1) 所管課 健康福祉部 高齢福祉課
- (2) 対象団体 公益社団法人古河市シルバー人材センター

### 3 監査の範囲

- (1) 平成28年度に市が交付した補助金に係る出納その他の事務
- (2) 平成28年度に市から交付された補助金に係る出納その他の事務

### 4 監査の方法

監査に当たっては、所管課及び対象団体から提出された資料に基づき、補助金交付に係る事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、所管課職員及び団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び支出証書類の調査を実施した。

### 5 監査の着眼点

#### (1) 所管課関係（高齢福祉課）

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

#### (2) 対象団体関係（公益社団法人古河市シルバー人材センター）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

- また、補助金等が補助金等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金について、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## 6 監査の期間

平成30年1月12日（金）から2月27日（火）まで

## 第2 監査の結果

対象団体の事務及び対象団体に関する所管課の事務は、おむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部改善を要する事項が見受けられたので、所管課においては対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講じるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。以下、その概要を記述する。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係者に口頭で改善・検討を要望したので記述は省略する。

### 1 所管課関係（健康福祉部 高齢福祉課）

公益社団法人古河市シルバー人材センターに交付している補助金は、「古河市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱」に基づき交付している。要綱の中で補助金の限度額を国庫補助額とすることが定められており、補助対象経費は、次のように広範囲になっている。

「職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、光熱費料、公租公課、借料及び損料、諸謝金、賃金、教材費、訓練委託費、雑役務費、旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、保険料」

所管課では実質的な補助金決定審査を行っていないように見受けられるため、審査に当たっては、交付申請書及び関係書類を精査し、実質的な審査を行うとともに、その記録を保持することが必要であろう。

また、実績報告書確認時にも補助金が補助対象経費として適正に執行されたか、申請時の事業計画が着実に実施されたなど書類上の形式的審査で済ませることなく、指導監督する立場から十分な審査を実施されたい。

同センターでは利用者減などの理由により赤字基調である。経費を補助対象にする場合、実質的には赤字を補填することになりかねない。公益社団法人といえども収支相償が原則であり、黒字化の努力は促すべきであろう。そのうえで、必要不可欠な経費（例えば本部

人件費など)に限定し補助するのが、本来のあり方ではなかろうか。

## 2 対象団体関係(公益社団法人古河市シルバー人材センター)

市への補助金交付申請書類をみると申請と概算払請求をひとつの起案書で起案している。手続上は申請後、市からの補助金交付決定を受けたうえで概算払請求をすべきである。また起案書内の決裁日欄が空欄になっているなど書類上の不備についても改善が必要である。

印章規程第7条第2項で「事務局長又は公印取扱者は、公印を使用したときは、様式2号による印章使用簿に必要な事項を記入しなければならない」となっているが、印章使用簿は存在しなかったため、規程に基づき適正に事務処理されたい。

今後も会員の獲得や就業場所の確保に努めるとともにシルバー人材センターの事業のPRを積極的に行っていただきたい。